

## 4 流通関係

### (2) 酒類・たばこ

| 規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容 |   |                         |                  |                   |   | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|---|-------------------------|------------------|-------------------|---|-------------|----|
| 事項名                                      | 措置内容  | 実施予定時期                  |                  |                   |   |             |    |
|  |   | 平成10年度                  | 平成11年度           | 平成12年度            |   |             |    |
| 酒類小売免許に係る需給調整規制                          | 酒類小売免許に係る需給調整規制について、人口基準については平成10年9月から段階的な緩和を着実にいき、15年9月1日をもって廃止し、また、距離基準については12年9月1日をもって廃止する。  | 10年度<br>(人口基準の段階的緩和の開始) |                  | 12年度<br>(距離基準の廃止) | (財務省)<br>酒類小売業免許に係る需給調整規制については、課酒3-3(酒類販売業免許等取扱要領等の一部改正について(平成10年3月31日国税庁長官通達))により、人口基準については平成10年9月から段階的な緩和を行い平成15年9月1日をもって廃止した。また、距離基準については平成12年9月1日をもって廃止することとしていたが、平成12年8月30日の追加の閣議決定を踏まえ平成13年1月1日をもって廃止した。  |             |    |
| 酒類の製造免許                                  | 需要が低迷し、中小企業が多く需給調整が行われている酒類について、需給状況の好転が認められる場合には、速やかに当該品目についての需給調整規制を廃止の方向で見直す。また、それまでの間に、中小企業者の合理化を進め、需給調整なくして酒税の保全が図られるような業界の構造の構築を目指す。<br>上記以外の酒類について、今後、新たに需給調整を行うことは厳に慎む。 |                         | 11年度実施<br>(逐次実施) |                   | (財務省)<br>課酒1-36(酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について(平成11年6月25日国税庁長官通達))により、合成清酒、しょうちゅう甲類、かすと以外しょうちゅう乙類、みりん及び原料用アルコールの製造免許について、当該免許を受けている者が合理化を図るため新たに製造場を設置する場合は免許を付与することとした。<br>上記以外の酒類の製造免許は、申請者の経営基盤、技術能力、製造場の設備等について、酒税法第10条 免許の要件各号に該当するかどうかを検討の上、免許の可否を決定することとした。<br>なお、今後、明らかに酒税の保全に支障が生じるおそれがあると認められない限り、新たな需給調整措置を実施しない。 |             |    |

| 規制緩和推進3か年計画（再改定）（平成12年3月31日閣議決定）における決定内容 |   |            |        |        | 講ぜられた措置の概要等  | 備考 |
|--|---|------------|--------|--------|--|----|
| 事項名                                      | 措置内容  | 実施予定時期     |        |        |  |    |
|  |   | 平成10年度     | 平成11年度 | 平成12年度 |  |    |
| 製造たばこの小売販売に係る規制                          | 平成10年7月1日に実施した需給調整基準の緩和の結果を勘案し、たばこ小売販売に係る規制について、未成年者喫煙防止という社会的管理目的、零細小売業者に対する激変緩和という趣旨等との適合性に関し、中長期的にその在り方の検討を行う。 | 10年度以降逐次検討 |        |        | <p>（財務省）</p> <p>たばこ小売販売に係る規制については、引き続き、零細小売販売業者への激変緩和、未成年者の喫煙防止という社会的要請も考慮しつつ、中長期的にその在り方の検討を行っている。</p> <p>なお、財政制度等審議会による「喫煙と健康の問題等に関する中間報告（平成14年10月10日）」において、「許可制、定価制については、未成年者喫煙防止等の社会的要請や不正取引防止の観点からも一定の役割を果たしており、枠組条約案（WHO たばこ規制枠組条約案）においても同様の考え方が示されていることから、現時点で規制緩和の観点から議論を進める状況には至っていないと考える。」とされている。</p> |    |

### (3) アルコール専売

| 規制緩和推進3か年計画（再改定）（平成12年3月31日閣議決定）における決定内容 |  |        |        |            | 講ぜられた措置の概要等   | 備考 |
|--|--|--------|--------|------------|---|----|
| 事項名                                      | 措置内容                                   | 実施予定時期 |        |            |   |    |
|  |  | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成12年度     |   |    |
| アルコール専売                                  | アルコール専売については、中央省庁等改革に係る大綱に従って、民営化を進める。 |        |        | 12年度（実施準備） | <p>（経済産業省）</p> <p>アルコール専売制度は、平成12年度をもって廃止され、平成13年4月よりアルコール事業法（平成12年法律第36号）が施行されているところである。また、同附則第8条において、平成18年4月を目途に独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の行うアルコール製造業務等を終了させ、政府がその資本を全額出資する特殊会社を設立し、できる限り早期に民営化を図ることとしている。</p> |    |

(4) 医薬品・食品衛生

| 規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容 |  |              |                   |            |   | 講ぜられた措置の概要等   | 備考 |
|--|--|--------------|-------------------|------------|---|---|----|
| 事項名                                      | 措置内容   | 実施予定時期       |                   |            |   |   |    |
|  |  | 平成10年度       | 平成11年度            | 平成12年度     |   |   |    |
| 食品関係営業の許可                                | ? 地方公共団体における申請の電子化の進展を踏まえ、申請書類の受付方法の合理化について助言する。   | 電子化の進展を踏まえ実施 |                   |            |   | (厚生労働省)<br>地方公共団体における申請の電子化の進展を踏まえ、申請書類の受付方法の合理化について相談に応じる旨を平成16年3月31日都道府県、保健所設置市及び特別区あてに通知した(平成16年3月31日食安監発第0331004号)。 |    |
| 食品営業者に対する法定監視回数基準                        | 食品営業に係る法定監視回数期基準の見直しを図る。                           |              |                   | 12年度(検討)   | (厚生労働省)<br>食品衛生法等の一部を改正する法律(平成15年法律第55号、平成15年5月30日公布)により、平成16年度より、都道府県等が食品等事業者に対して行う監視指導は、都道府県等が地域の実情を踏まえて各年度策定する食品衛生監視指導計画に基づいて行うこととされ、法定監視回数は廃止されることとされた。   |   |    |
| 医療用具販売の届出                                | 医療用具販売について、国際的動向等を踏まえ、都道府県知事に届出を不要とする医療用具の範囲を拡大する。 |              | 一部措置済<br>11年4月30日 | 12年度(逐次実施) | (厚生労働省)<br>平成17年4月1日施行の改正薬事法においては、GMDNで定められた医療機器の名称に準じて医療機器の一般的名称を新たに定め、その医療機器の一般的名称ごとに医療機器辞典国際整合化会議において検討されている医療機器のリスク分類ルールに基づきリスク分類を行い、その結果、極低リスクと判断される医療機器を販売する場合については、販売業の届出を不要とすることとしている(但し、保守点検等に関して専門的知識・技能を必要とする医療機器として厚生労働大臣が指定する医療機器を除く)。 |   |    |

## (5) 農産物等

| 規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容 |  |                    |                              |                                      | 講ぜられた措置の概要等  | 備考 |
|--|--|--------------------|------------------------------|--------------------------------------|--|----|
| 事項名                                      | 措置内容   | 実施予定時期             |                              |                                      |  |    |
|  |  | 平成10年度             | 平成11年度                       | 平成12年度                               |  |    |
| 米穀販売等に<br>係る規制                           | ? 米穀の出荷取扱業及び販売業の有効期間<br>米穀の出荷取扱業及び販売業の登録の有効期間について、倍化等<br>延長する方向で検討を行う。                     |                    |                              | 12年度<br>(検討)                         | (農林水産省)<br>米穀の出荷取扱業及び販売業の有効期間について、現行<br>の登録制を有効期間の定めのない届出制にすることを盛り<br>込んだ食糧法改正法案を第156回通常国会に提出した。<br>同国会により食糧法改正法が成立し、平成16年度より施行<br>される。          |    |
| 農業生産資材<br>等                              | ? 農薬登録事務の電子化に必要なシステムの確立について、平成<br>11年度までに実施した調査等の結果を踏まえ、磁気媒体を利用し<br>た申請書類の提出のためのシステム構築を図る。 | 10年度<br>(調査実<br>施) | 11年度<br>(システ<br>ム基本構<br>想策定) | 12年度<br>(具体<br>的なシステ<br>ムの構築<br>に着手) | (農林水産省)<br>農林水産省の所管する法令に係る行政手続等における情<br>報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年農<br>林水産省令第21号)に基づき、農薬登録制度等について、<br>磁気媒体を利用した提出のためのシステムを構築済み(平<br>成15年3月28日施行)。 |    |

## (7) 商品先物取引

| 規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容 |  |  |        |        |  | 講ぜられた措置の概要等  | 備考 |
|--|--|--|--------|--------|--|--|----|
| 事項名                                      | 措置内容   | 実施予定時期   |        |        |  |  |    |
|  |  | 平成10年度   | 平成11年度 | 平成12年度 |  |  |    |
| 商品先物取引に関する委託手数料                          | 商品先物取引に関する委託手数料については、特定の電子取引等に係るものから順次自由化することとし、平成16年末をもって完全自由化する。 | 一部措置<br>済<br>10年12月28日<br>(特定の電子取引及び商品投資顧問業者により運用される資金についての取引) | 逐次実施   |        |  | (農林水産省、経済産業省)<br>平成13年2月1日より、上場商品やその原料の売買等を営んでいる者からの委託に係る委託手数料を、平成14年12月31日より、300枚を超える大口取引(300枚を超えて取引が成立した部分に限る)に係る委託手数料を、また、平成15年12月31日より、50枚を超える大口取引(50枚を超えて取引が成立した部分に限る)に係る委託手数料を自由化した。 |    |